

一般社団法人日本関節病学会 定款施行細則

第1条 この定款施行細則は、日本関節病学会定款の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 本法人の会員になろうとする者は、当該年度の会費を添えて事務局に入会申込書を提出しなければならない。

2 資格を一旦喪失した者が再入会を希望する場合は、会費等の未納額がある場合は、これを納めなければならない。

第3条 定款第7条の会費について、「別に定める額」は、次のとおりとする。

- (1) 第5条第1号(正会員)及び同条第2号(準会員) 10,000円
- (2) 第5条第4号(講読会員) 12,000円
- (3) 第5条第5号(賛助会員) 1口 100,000円

第4条 定款第12条に定める評議員被推薦基準は、次のとおりとする。

- (1) 臨床経験10年以上の正会員
- (2) 評議員2名以上の推薦
- (3) 関節病に関する論文3編以上(最近5年以内、指導論文を含む)

2 定款第13条に定める評議員の資格継続基準は、次のとおりとする。

- (1) 次のいずれかを満たすこと。
 - 1) 3年間に1回以上本会学術集会発表又は本会誌に論文報告を行うこと。
 - 2) 3年間に1回以上本会学術集会及び評議員会に出席すること。(特別な理由のある場合は考慮する)
- (2) 評議員の任期は69歳までとする。

第5条 本法人の委員会の委員長は、理事の内から選任し、任期は定款第26条の役員任期に関する規定を援用する。

2 委員は、委員長の推薦により、理事会において選出する。

3 委員の任期は委員長の任期に準ずるものとし、再任を妨げない。

第6条 本施行細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第7条 本施行細則に定めない事項であって、緊急かつ必要な事項は、理事長が決定する。

附 則

1 この定款施行細則は、平成26年9月1日より施行する。